

1. 公認会計士の役割

皆さんは、公認会計士の仕事についてご存知ですか?「公認会計士」という資格を初めて聞く方もいらっしゃるのではないのでしょうか。医師や弁護士とは異なり、小説やドラマ、映画などではほとんどお目にすることもないでしょう。

さて、公認会計士の仕事ですが、独占的業務として財務諸表の監査を行うことができます。公認会計士は資本市場の番人として企業等の財務諸表の信頼性を確保し、投資家等を保護することが最も重要な責務です。企業が作成する財務諸表とは、いわゆる決算書であり、一年間の経営成績(損益計算書)や決算日時点の財政状態(貸借対照表)を表した資料です。一年間にどれだけ利益を獲得したか、企業にどの程度の財産があるかを、企業の経営者が集計して財務諸表を作成します。そしてその内容が適切であるかを公認会計士がチェックを行う仕組みとなっています。

では、なぜ企業の財務諸表をチェックする立場が必要なのでしょう。企業は株主から資金を集め銀行から借入れを行い、必要な材料などを購入して製品を製造し販売します。企業規模が大きくなると、株主や債権者(以下、利害関係者といいます)は多数になります。上場会社ともなると、利害関係者は数千、数万に及ぶこともあります。利害関係者が少数の場合は少数の人たちが企業の決算書をチェックすることも可能ですが、利害関係者が多数になると全員で決算書をチェックすることは不可能になります。そこでそれら多数の利害関係者に代わって決算書をチェックする役

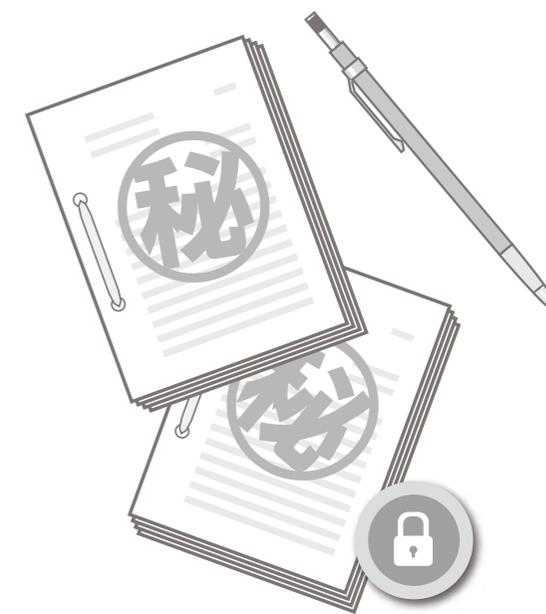
割を担う者が必要になるのです。大企業は取引内容も複雑であり適用する会計基準も難易度が高くなります。一般の個人株主がそれらを理解し決算書をチェックすることは困難であり、ここに公認会計士の存在が必要となるのです。

公認会計士は、監査対象となる企業から独立した立場で財務諸表が正しく作成されているかについて、監査報告書を通じて意見を表明します。財務諸表の適正性について公認会計士が誤った意見を表明した場合、利害関係者は多大な影響を被ります。もし利益が10億円しかないのに、損益計算書に100億円の利益を計上した場合、株主は早期に株式を売却する機会を失うでしょうし、銀行の融資はそのまま不良債権になってしまいます。すなわち、公認会計士が誤れば利害関係者の行動をミスリードさせることになるのです。10億円の利益しかないところを100億円とすることは粉飾決算と呼ばれ、大型粉飾決算などは経済ニュースなどで採りあげられるなど、社会的な影響は大変大きくなります。会計不正などの情報が入ると監査の現場には大変な緊張が走ります。



公認会計士には、他の専門職、例えば、医師や弁護士、不動産鑑定士、税理士等と決定的に異なる点があります。それは「独立した立場」という点です。医師であれば診察した患者のために、弁護士は依頼人のために、不動産鑑定士は鑑定依頼者のために、税理士は税務申告者のために業務を行います。いわゆる依頼者と専門家の2者関係であり、特定の依頼者のために業務を行います。しかし、公認会計士は特定の依頼者のために業務を行うのではなく、不特定多数の利害関係者のために監査を受ける企業から独立した立場で業務を行います。

このように、財務諸表の監査は公認会計士のみが行うことのできる独占的業務であるためには、監査人(監査を実施する公認会計士)は、被監査会社との利害関係を断ち、独立性を保持することが求められ、これは公認会計士監査制度を支える根幹であるといえます。そのために、公認会計士には会計監査の高度な知識と共に、高い倫理観が求められます。企業の経営者が不正な会計処理を行った場合、我々は決してそのような会計処理を認めることはありませんし、企業が粉飾決算をしなければ企業の資金調達が困難になるおそれがあったとしても、公認会計士は企業に手心を加えることなく、高い倫理観を持って判断を行わなければなりません。



また、倫理観を保持することが求められる場面として、次のようなことがあります。公認会計士は、監査の過程で社長や一部の役職員の方しか知らない企業秘密に触れる機会が多くあります。このような情報を利用して株で一儲けする様な行為は許されるものではありません。このような場面でも公認会計士は自分の利益ではなく、公共の利益のために働くという高い倫理観が求められます。公認会計士に限らずとも、秘匿すべき情報を他に漏らすことは許されない行為です。公認会計士が触れる企業秘密を悪用し、又は他人に漏らした場合、本人だけでなく巻き込んだ家族友人までもが逮捕され、所属する監査法人は業務停止になるなど、厳罰をもって処せられることになります。それだけ重要な情報に触れる機会も多いということです。一方で、秘密裡に実施してきた業務が実を結び、新聞等で報道されたときは少し誇らしげな気持ちにもなります。当然、企業秘密は私が所属する監査法人内でも漏らすことはありません。